## 宅 急 便 約 款

日 和 六年 五月一 月

第第第第第第次 青事指荷運総 ( ののの ( 第第 第 引 引 第 二十十渡受一 十七五しけ条 条条条( - ・ 第第 二十十条 十九六 十九六 四条

六五四三

### 範 **第** 用一 章 総則

3 2 **第** ( は の**一** 適 、慣款適の 面で、特別で、特別で、特別で、特別ではいい。 一般に定めい。 のので、特別ではいい。 のので、 のので 利の申込に ります。事 ます。事 項 運賃が適用 され は、 法令 る荷物

約のりのま 申定すい事 みか に応じるこ がわらず、 いわらず、 とおか

第 ( 事 二 受 業所変し の更ま時 揭合 示は、営 まあ かの じ他

第( 三 二 一載が荷す事三送営 はまま七て状運 名す。から一条の方式を表す。たら一条の方式を表す。たら一条の方式を表する。たら一条の方式を表する。 だ第号一き 族、 一で号発に、 野及び 号はま行 は当でし次

は 名称並 びに配達 電 先、 番 電話番

を日る 受ける物 取いの 取り発送すい引渡しを

届図る荷希図 けす。物望す 時間帯帯 と引 い渡 . う。 じ を

六 五 四

なや注 な事項をといった を記載するもの等荷物項(壊れや る物す ものい の性も と質の

十十 九八七 受及び た電 業所そ 他 0

事

業

的送( び当定 物が日 7引きに 時け受 をたんが 載き使

関分

額

は送電 電関番 電磁的方法は一般というなど よ項 行

2 **第** 2 : 点荷は**四**荷こ 十十十十十 オス車に 立に載 いいれ のがた 上あ荷 で、ころとき れは名

3 に送て、点荷は四荷こ 十十五四三 第よ人、当検送運条物と前六五四三二 の荷店す人送 のが項 である。 り荷し品一つの荷店す人送 まる特点賠と送に と段検償異上よ きのししなのり 意場すな段検 °いのし と注た 費の荷 れ荷い

**第** ( りじ**五**荷用記物

運送に 適は、す うの性 荷質 造 り重 を量 な容 け積 れ等 ばに

第( 一絶**六**引の荷 にはん . 荷物 当必 込みがこの おります。 当店が必要な荷は 必要な荷は 必要な荷造りを要求でりが運送に 短り 水道 フルまないと は荷送人ときは、

の申ない。 込あ  $\mathcal{O}$ 。合に 約 は、 運 送の 引受けを もので

米第一項の2送り状に2 規定必要 定によ よる点5 検載 の同音 意 を又 あ 拒

し運と 人適 からな 別と 負担 求 85 b

は荷の国にといる。ことといる方が、活動には一つでは、ことというできます。 るので、入れる暴力 はる暴「公運力暴 次であるとき。かるとき。

を 等に関する法律第二条 等に関する法律第二条 暴力団具(以下、「暴力 暴力団又は暴力団員が 暴力団又は暴力団員が を注入その他の団体で とき。 とき。 とき。 でが あ事 る業 と 活 認動 規為 めを ら支 れ配! き。他、る止

とき。 団に 該

> の当荷火物ら当の当当 1. To the state of the state 行う者である。

あ

を他げ 列受けるもの す険の れ不る の潔 とる物 他 0

絶 定も品等 f

切に 手よ 手拒 形絶す 株る その 0 他 の 有

牌類ト キャ カ 等

仏 壇

難小 な鳥等 票ペ ス類

パト ポ

物物数物火火厶生証発 能な原 揮ボ 原図、 発とべ テ あシ フ イ 車

0 Ď

の荷荷複毒発花ル再検再犬銃遺のク価現荷 一のの及性、対極価値で、対 包格に情物火 価よ報類性ガ格が が拒内 万るに 超えるも

合があります。では、正典とで、情送人に返送する場合は、遅滞かりませんに返送する場合は、遅滞かりませんに返送する場合は、遅滞かりませんに返送を引き受けた終めます。 用しくたに事 はまそめ前由 (D) 、項が 旨運第あ を送五る - 一号又は 一号又は 人わは にな第

荷 送 人の 担

が は 必 び で 、 う で 、 け まな十第取 す事四十る 載第十第 し十一三た五(条 書号記第 面ま載一

り収受するがわらず、します。 荷物を 費国 (用(以下

所その 他 の 0 事業 割戻し 新 は 0 店 [頭に掲示 す せ 認引 ん。 めき

関益 が送絡し あ若しな りしていまく、限 すは又り、 の他引

るまりに場す、荷 。荷物 合 物を

日間又た物

運送 距

望き送送

り渡予定日 り渡予定日 り渡予定日

る場合

日望 の日 翌の

荷の状 引運荷

渡しと み荷

おけ る同

受た場め、受人場所ら荷人 者又 んはこ 対に荷るのら

し 荷 た 受 る

あめて行 るては、為ると 認い同は めと様不

及び当店の名称、問い合わせ生電話番号その他荷 物の引渡しに必要な事項を記載した上で、営業 所生の経験にという。)によって通知した上で、営業 所生の経験にという。)によって通知した上で、営業 が可能しを奏に居住する場合はその管理人に向受したできないときは、荷物の引渡しができない場合のは、荷受人に対する指図がないときは、荷物の引渡しができない場合には、荷物の引渡しができないは、当店は、荷受人より当店は、荷受人より当店は、荷受人より当店は、荷受人より当店は、荷受人より当店は、荷受人より当店は、荷受人より当店は、荷できないときは、荷物の引渡しずっ。この場合には、荷できないときは、荷物の引渡しずっ。この場合には、荷できないときは、荷物の引渡しずっ。この場合に対した日本を発験に出す。この場合には、荷できないときは、荷物の引渡日時及び配達先とで有物を保管した後、公正ながあります。この場合に対したころ指図がないときは、遅滞なく荷送人に対する活動した音を記し、不足でする指図がないときは、遅滞なく荷送人に対しを表に対した日本で、直のに対した日本の前ります。この場合に対したころ指図がないときは、一個とないときは、一個とないときは、一個とした一般を指図の対象につき指図がないときは、一個とないできます。 2 の他の処分をすることがあります。この場合に対して行ったがが変質又は存命知のよります。この場合に対して行った。一個として対した日本では、一個としたの言うないは、一個ととさいできない情物ののの語することができないがあるととさば、一個ととさいできます。 2 の代金を指図の請求ないできます。 3 滞ならに対した日本ととさができます。。 第一項の送人に対り処分といた首をの記した日本をでの指図がよりの分をすることができます。 2 の代金を指図の請求立でできます。 3 滞ならに対した日本を立ちに対して通知したときは、第一項の送人に対り処分とされ、荷物の売却を活ととさまな、の信送人のに対した日ます。 2 の代金を指図の請求立に近れたときます。。

### 第四 指 义

他の処処 分対 がにつ き荷 指図の を運送 るの

は、荷送人は は、荷送人は は、荷送人の は、荷送人の は、荷送人の は、荷送人の がすする世 なくその見たときける なくその見た は送 負担図伝 行使す 人の佐 権 てとは、 、行う処分に要すとができません。は、 荷受人に荷物

荷の 一人障が 囲知します。 の指図に応じない。 が生ずるおそ となれが

を定 に指 涌 図

期判定を知を 間断日発し発 をし若見ま見 めとくた 荷きはと 荷きはおき、きは、

処に期指

、知処切ためて、 当し分なめた 何送人の指 別間内に指 別間内に指 別間内に指 別間内に指 別間内に指 別間内に指 はす物図い の、届、

は、 荷店ま 図上 にの

当に人処指し応 店よの分図まじ 担きはよって とき

運こ物送 の運六 損送条 害中第 防知項 (第七号ア めはに

2 負 に限り、事故が 分に 要 た費用 は、 荷送 人の は、

明物傷、引物書を又事渡の 発行した発行した。 す日し発お証 か証行届明 ら明しけの 四請す望求 日求。日が

責

時にの (責す任二責 荷 物荷期章 を荷の 送滅 カュマ 敗に つつ 始当 ま責

渡

の に記 、損 又 に トランド は 音 、自 害 は 若 し

では意物としまではなってはあります。

あらのは僧がはの

つ由 いに 損物 賠 滅 償失

0

`耗 こ発

他 の爆 社会的騒擾そのれに類似する事むれ、かび、

盟怠業、 社

大水、暴 風害 雨 地 す

人又は荷受」がき送り状のでき送り状のである。が発動による。 人記者運 の載へ送 故事のの 意項引差 

で 又送当ま失、五則 遅延にいる荷物にん。 又当はす つけに 遅る て、場で、 に物

損こは、せ荷腐 害と、せ荷腐賠に当ず物敗 賞よ店かった。 責生、ついす 仕し連 をた送当はも 看着上店、の い物のが荷等 損はは つに

畑い 日て 以の 内当 に店 通の 知責 で で で 発し

すの せ損 んぎ 知 2

にに滅

傷よ の程損 の記お失 範載けに 度害 応つ 内れ荷る でた物損賠責の害 度は、額 償任価に し限格つ の荷 ま度をい

は限度額のない。 範囲内 損害が が で二生と 害のるとを規こし 賠定とた 償にが場 しか明合

2 次

上の損害を限度額の範に上の損害を限度額の範にといる場合。その荷に要にないたことにより生いを発見します。 荷物の引渡してはお届け希望日の翌日又はお届け希望日の翌日ではお届け希望日の翌日ではお届け希望日の翌日ではお届け希望日の翌日ではお届け希望日の翌日ではお届け希望日の翌日ではお届け希望日の翌日ではお届ける場合。 翌日まの場合 上で渡行定二のに予わ日条 またの 指行定れのの

囲と物ま 内によるするす 賠りの 償生特 しじ定

第 ( 第 ( 5 ) 第 ( 6 ) 5 か と か 当 二 荷 上 機 他 二 連 す し が し 日 二 除 と の る 著 又 二 運 害 じ 大 前 館 項 害 ヴ は し な 店 十 送 の 関 サ に 前 さ が ( 十 斥 き 場 っ し は 十 賃 を た な 前 額 項 又 が ち ま 当 て け に 九 人 責 を 貨 入 輪 に 成 れ さ 荷 ヤ 期 は 合 が よ 情 と 過 五 額 は は 同 か に そ れ り 条 の だ れ か の げ き 時 は 田 運 マ 即 期 い ろ の が き 時 は 田 運 マ か し は に な が の げ き い の 合 管 時 減 払しはにの合第時滅 °店てにをのじは Lick State of the control of the c より生じた、当店の規定に当店は、第四内で賠買の規定にの規定に にまっている。 遅意 世紀では重 見します。 一項、第 一項、第

間) において、当店が運賃を 生じたときは、運賃を 生じたときは、第十 において、当店が運賃を ないによる事由に (第十 これを請求しません。 せん。 運賃等を収受していな: 運賃等を払い戻します。! 第十条第四項の場合に関 前によって、荷物に滅失 なっに一級事

限期とべ全当 意荷が失う に物消が場は、 り滅し一合 延失ま年に荷 長等す以あ物 内にいるの引 こる 裁は渡 判 `し 上そが ののさ 請引れ ま生 求渡た

とが害 き発

用して 選送事 は利 賠は用運 を若ま害人任の運業が用知しせには、約送者他運 款をのの送 に行行運の り場運機の 当合送関青 店に若と任 がお 負いく終 まも他て · 0 運運又 送送は

んがのばえ かのほえ 貯 知しせには、 い性だしてあり とをし損欠 はら荷賠又 `な送償は っかんの性 限た過任に できな負り

和

# 沖 沖縄 ヤ マ 点 運 輸 三式 番 会

満市